

## 議案第96号

### 大阪市手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市手数料条例（昭和40年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「別表第10」を「別表第11」に、「別表第12から別表第16まで」を「別表第13から別表第19まで」に改める。

第7条の5第1項中「及び別表第8」を「から別表第9まで」に改め、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定による軽微な変更該当していることの証明（別表第8において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

第7条の5第2項中「別表第8」を「別表第9」に、「別表第9」を「別表第10」に改め、同条第3項中「別表第10」を「別表第11」に改め、同条第4項中「別表第11」を「別表第12」に改める。

第7条の6第1項中「別表第12から別表第14まで」を「別表第13から別表第17まで」に改め、第3号を第5号とし、同項第2号中「別表第13」を「別表第15」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更該当していることの証明（別表第16において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

第7条の6第1項第1号中「別表第12」を「別表第14」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定

をいう。以下この号及び別表第13において「適合性判定」という。)の申請若しくは要求、法第12条第2項後段若しくは法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。別表第13において同じ。)の変更に係る適合性判定の申請若しくは要求又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による軽微な変更に該当していることの証明(別表第13において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査

1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

第7条の6第2項中「前項第1号」を「前項第2号」に、「別表第14」を「別表第17」に、「別表第15」を「別表第18」に改め、同条第3項中「別表第16」を「別表第19」に改め、同条第4項中「第1項第1号」を「第1項第2号」に、「別表第17」を「別表第20」に改める。

第7条の7第1項中「別表第8から別表第10まで及び別表第14から別表第16まで」を「別表第9から別表第11まで及び別表第17から別表第19まで」に、「前条第1項第1号」を「前条第1項第2号」に改める。

別表第2備考第1項中「別表第10」を「別表第11」に、「別表第12から別表第16まで」を「別表第13から別表第19まで」に改める。

別表第7非住宅建築物又は非住宅部分の項中「に係るエネルギーの使用の合理化」を「のエネルギー消費性能の向上」に、「で定める基準」を「で定める基準(別表第8において「モデル建物法に係る基準」という。)」に改め、同表備考第2項中「居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分」に改める。

別表第17を別表第20とし、別表第16を別表第19とし、別表第15を別表第18とする。

別表第14備考第2号中「別表第17」を「別表第20」に改め、同表を別表第17とする。

別表第13非住宅建築物又は非住宅部分の項中「法第2条第3号に規定する建築物エ

エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合しているかどうかについて市規則で定める基準」を「モデル建物法に係る基準」に改め、同表備考第3項中「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下この表において「建設住宅性能評価書」という。）」を「次の各号に掲げるいずれかの書面」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書
- (2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証（以下この表において「検査済証」という。）
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書及び検査済証
- (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。）の認定の通知書及び検査済証

別表第13備考第4項中「建設住宅性能評価書」を「前項各号に掲げるいずれかの書面」に改め、同表を別表第15とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第16（第7条の6関係）

区	分	額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別	床面積の合計	
事前審査該当建築物又は事前審査該 当部分	300平方メートル以上	30,700円
	2,000平方メートル未満	
	2,000平方メートル以上	91,300円

		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	144,400円
		10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上	182,300円
		25,000平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上	227,700円
		50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	318,600円
その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上	165,600円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	267,900円
		5,000平方メートル未満	
		5,000平方メートル以上	349,700円
		10,000平方メートル未満	
		10,000平方メートル以上	420,200円
	その他の建築物又は建築物の部分	25,000平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上	492,900円
		50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	638,400円
		300平方メートル以上	417,100円
		2,000平方メートル未満	
		2,000平方メートル以上	595,200円
その他の建築物又は建築物の部分	5,000平方メートル未満		
	5,000平方メートル以上	733,100円	
	10,000平方メートル未満		
		10,000平方メートル以上	866,400円

		25,000平方メートル未満	
		25,000平方メートル以上	988,400円
		50,000平方メートル未満	
		50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考

1 この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした建築物エネルギー消費性能向上計画を認定した際の申請（法第31条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請を行っている場合にあつては、当該変更の認定の申請）が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合にあつては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をいう。

- (1) 事前審査該当建築物又は事前審査該当部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、別表第14備考第3項に規定する事前審査適合建築物又は同表備考第4項に規定する事前審査適合部分
- (2) モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分 モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分
- (3) 前2号に掲げる建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、別表第14備考第3項に規定する事前審査適合建築物、同表備考第4項に規定する事前審査適合部分及びモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分

2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。

3 この表において、「事前審査該当部分」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が軽微な変更該当していると認められた建築物の部分という。

別表第12非住宅建築物又は非住宅部分の項中「基準により」を「基準（別表第16において「モデル建物法に係る基準」という。）により」に改め、同表を別表第14とする。

別表第11を別表第12とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第13（第7条の6関係）

区 分		額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別	床面積の合計		
法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（別表第15において「消費性能基準」という。）に適合しているかどうかについて市規則で定める基準（別表第15において「モデル建物法に係る基準」という。）により審査を行う建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	165,600円	
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	267,900円	
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	349,700円	
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	420,200円	
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	492,900円	

	50,000平方メートル以上	638,400円
その他の建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上	417,100円
	2,000平方メートル未満	
	2,000平方メートル以上	595,200円
	5,000平方メートル未満	
	5,000平方メートル以上	733,100円
	10,000平方メートル未満	
	10,000平方メートル以上	866,400円
	25,000平方メートル未満	
	25,000平方メートル以上	988,400円
	50,000平方メートル未満	
	50,000平方メートル以上	1,232,400円

備考 この表において、「床面積の合計」とは、法第12条第1項又は法第13条第2項の規定による適合性判定の申請又は要求をする場合にあつては、当該申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の床面積を、法第12条第2項後段又は法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る適合性判定の申請又は要求をする場合にあつては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別が当該変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定を行った際の申請又は要求に係る建築物又は建築物の部分の種別と同一である場合にあつては、当該変更に係る適合性判定の申請又は要求に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を、軽微な変更の証明の申請をする場合にあつては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当

該増加する部分の床面積)をいう。

別表第10を別表第11とし、別表第9を別表第10とする。

別表第8備考第2号中「別表第11」を「別表第12」に改め、同表を別表第9とし、別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8 (第7条の5関係)

区		分	額	
申請に係る建築物又は建築物の部分の種別		床面積の合計		
事前審査該当建築物又は事前審査該当部分		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	30,700円	
		2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	91,300円	
		5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	144,400円	
		10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	182,300円	
		25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	227,700円	
		50,000平方メートル以上	318,600円	
	その他の建築物又は建築物の部分	モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	167,900円
			2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	270,200円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満			352,000円	



	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	422,400円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	495,200円
	50,000平方メートル以上	640,700円
その他の建築物又は 建築物の部分	300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	419,400円
	2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	597,500円
	5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	735,400円
	10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	868,700円
	25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満	990,700円
	50,000平方メートル以上	1,234,700円

#### 備考

- この表において、「床面積の合計」とは、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係る部分の床面積（当該軽微な変更の証明の申請が次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分の種別に係るものであって、当該変更をした法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を認定した際の申請（法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を行っている場合にあつては、当該変更の認定の申請）が当該各号に定める建築物又は建築物の部分の種別に係るものである場合にあつては、当該軽微な変更の証明の申請に係る建築物の変更に係

る部分の床面積の2分の1の面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）をいう。

(1) 事前審査該当建築物又は事前審査該当部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、同表備考第6項に規定する事前審査適合建築物又は同表備考第7項に規定する事前審査適合部分

(2) モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分 モデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分

(3) 前2号に掲げる建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分 別表第7備考第5項に規定する非住宅建築物又は同表備考第3項に規定する非住宅部分のうち、同表備考第6項に規定する事前審査適合建築物、同表備考第7項に規定する事前審査適合部分及びモデル建物法に係る基準により審査を行う建築物又は建築物の部分以外の建築物又は建築物の部分

2 この表において、「事前審査該当建築物」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表及び別表第16において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、当該変更が都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条の軽微な変更（以下この表において「軽微な変更」という。）に該当していると認められた建築物をいう。

3 この表において、「事前審査該当部分」とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により、当該変更が軽微な変更該当していると認められた建築物の部分をいう。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年 2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

### 大阪市手数料条例 (抄)

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この条及び別表第1から別表第3までにおいて「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(当該申請が行われる時に、当該申請に係る住宅が属する1の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下この条から第7条の7まで、別表第1から別表第5まで、別表第7から別表第10まで及び別表第12から別表第16までにおいて同じ。)において法第5条第1
- 別表第11**                      **別表第13**                      **別表第19**

項から第3項までの規定による認定の申請が複数行われる場合にあつては、当該額を当該複数の申請の件数で除した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)と、次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額のうちいずれか高い額

ア-イ 省 略

- (2)-(5) 省 略

2-4 省 略

(都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料)

第7条の5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この条並びに別表第7及び別表第8 において「法」という。)の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものから別表第9まで

については、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 省 略

- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定による軽微な変更<sup>(2)</sup>に該当していることの証明(別表第8において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

<sup>(2)</sup> 省 略

<sup>(3)</sup>

2 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があつ

た場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第8の左欄に掲げる区分に応じ、別表第9

表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額（構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第9の左欄に掲げる区分に応じ、別表第10

同表の右欄に定める額を加えた額）とする。

3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第10の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。別表第11

4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額（第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額）に、当該審査1件につき、別表第11の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。別表第12

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料）

第7条の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この条及び別表第12から別表第14までにおいて「法」という。）の規定に基づく事務で次の各号に別表第13 別表第17

掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第12条第1項若しくは法第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この号及び別表第13において「適合性判定」という。）の申請若しくは要求、法第12条第2項後段若しくは法第13条第3項後段の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。別表第13において同じ。）の変更に係る適合性判定の申請若しくは要求又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当していることの証明（別表第13において「軽微な変更の証明」という。）の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第31条第1項の規定による変更の認定の申請に対する審査 1件につき、別表第12の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 別表第14

(同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

(2) 法第36条第1項の規定による認定の申請に対する審査 1件につき、別表第13の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額 (同表の左欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、同表の右欄に定める額の合計額)

(3) 別表第15

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による軽微な変更  
に該当していることの証明 (別表第16において「軽微な変更の証明」という。)の申請に対する審査 1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額

(3) 省 略  
(5)

2 法第30条第2項 (法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出があった場合における前項第1号に規定する審査に係る手数料の額は、同号の規定にかかわらず、当第2号

該審査1件につき、同号の規定による手数料の額に、別表第14の左欄に掲げる区分に応じ、同別表第17

表の右欄に定める額 (磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額)を加えた額 (構造計算適合性審査を含む建築基準法第18条第3項に規定する審査をする場合にあっては、当該額に、構造計算適合性審査1件につき、別表第15の左欄に掲げる区分に応じ、別表第18

同表の右欄に定める額を加えた額)とする。

3 前項に規定する審査において、構造適合審査を要する場合における手数料の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額及び3,300円の合計額に、構造適合審査1件につき、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を加えた額とする。  
別表第19

4 第2項に規定する審査において、建築設備に係る審査を要する場合における手数料の額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による手数料の額 (第2項に規定する審査の内容が、建築設備に係る審査のみである場合にあっては、第1項第1号の規定による手数料の額)に、第2号

当該審査1件につき、別表第17の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額（磁気ディスク等による申出にあっては、当該額から2,000円を減じた額）を加えた額とする。

（一団地の住宅施設として建築される建築物に係る手数料の特例）

第7条の7 都市計画法第11条第1項第8号に掲げる一団地の住宅施設として建築（建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。以下この条、別表第3から別表第5まで、別表第8から別表第10まで及び別表第14から別表第16までにおいて同じ。）をされる建築物で  
別表第9      別表第11                      別表第17      別表第19

建築基準法第86条の規定の適用を受けるものに係る第7条の4第2項から第4項まで、第7条の5第2項から第4項まで及び前条第2項から第4項までの規定による手数料の額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により算定した手数料の額から、当該額から第7条の4第1項第1号若しくは第2号、第7条の5第1項第1号又は前条第1項第1号の規定により算定  
第2号

した手数料の額を減じた額の2分の1に相当する額を減じた額とする。

2 省 略

別表第2（第7条の4関係）

省 略
-----

備考

- この表において、「床面積の合計」とは、法第8条第1項の規定による変更の認定の申請に係る住宅が属する1の建築物の当該変更に係る部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号により算定された床面積をいう。以下この表から別表第5まで、別表第7から別表第10まで及び別表第12から別表第16までにおいて同じ。）の2分の1の面積（別表第11      別表第13      別表第19）面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）をいう。

2 省 略

別表第7（第7条の5関係）

区 分			床面積の合計	額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別				
非住宅建築	省 略		省 略	省 略
物又は非住	その他の建	法第54条第1項第1号に規定する	省 略	省 略

宅部分	建築物又は建築物の部分	建築物に係るエネルギーの使用の <u>エネルギー消費性能の向 合理化</u> の一層の促進その他の建築 上 物の低炭素化の促進のために誘導 すべき経済産業大臣、国土交通大 臣及び環境大臣が定める基準に適 合しているかどうかについて市規 則で定める基準（別表第8におい て「モデル建物法に係る基準」と いう。）により審査を行う建築物 又は建築物の部分		
		省 略	省 略	省 略
省 略				

備考

1 省 略

2 この表において、「住宅部分」とは、居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律  
階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分をいう。  
第11条第1項に規定する住宅部分

3 - 7 省 略

別表第8 省 略

別表第8（第7条の5関係）

別表第9

省 略
-----

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定  
める面積とする。

(1) 省 略

(2) 法第54条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があ  
ったものとみなされる認定低炭素建築物新築等計画（以下この表から別表第11までにおい  
別表第12



て「みなし計画」という。)の変更をして建築物を建築する場合(第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 省 略

(3)-(5) 省 略

別表第9 - 別表第11 省 略

別表第10 別表第12

別表第13 省 略

別表第12 (第7条の6関係)

別表第14

区 分			床面積の合計	額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別				
非住宅建築	省 略		省 略	省 略
物又は非住 宅部分	その他の建 築物又は建 築物の部分	法第30条第1項第1号に規定する 建築物のエネルギー消費性能の向 上の一層の促進のために誘導すべ き経済産業省令・国土交通省令で 定める基準に適合しているかどう かについて市規則で定める基準(別 表第16において「モデル建物法に 係る基準」という。)により審査 を行う建築物又は建築物の部分	省 略	省 略
		省 略	省 略	省 略
省 略				

備考 省 略

別表第13 (第7条の6関係)

別表第15

区 分			床面積の合計	額
申請に係る建築物又は 建築物の部分の種別				
非住宅建築	省 略		省 略	省 略

物又は非住宅部分	その他の建築物又は建築物の部分	<u>法第2条第3号に規定する建築物モデル建物法に係る基準</u> <u>エネルギー消費性能基準（以下この表において「消費性能基準」という。）に適合しているかどうか</u> <u>について市規則で定める基準により審査を行う建築物又は建築物の部分</u>	省 略	省 略
		省 略	省 略	省 略
省 略				

備考

1 - 2 省 略

3 この表において、「事前審査適合建築物」とは、登録住宅性能評価機関その他の市規則で定める者（以下この表において「登録住宅性能評価機関等」という。）により、消費性能基準に適合していると認められた建築物又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（以下この表において「建設住宅性能評価書」という。）が交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物をいう。

(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書

(2) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、同法第7条の2第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証（以下この表において「検査済証」という。）

(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知書及び検査済証

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。別表第16において同じ。）の認定の通知書及び検査済証

4 この表において、「事前審査適合部分」とは、登録住宅性能評価機関等により、消費性能基準に適合していると認められた建築物の部分又は建設住宅性能評価書が前項各号に掲げるいずれかの書面交付され、消費性能基準に適合していると認められた建築物の部分をいう。

別表第16 省 略

別表第14 (第7条の6 関係)

別表第17

省 略
-----

備考 この表において、「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 省 略

(2) 法第30条第5項の規定により建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の交付があったものとみなされる認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この表から別表第17  
別表第20

までにおいて「みなし計画」という。）の変更をして建築物を建築する場合（第5号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 省 略

(3)-(5) 省 略

別表第15 - 別表第17 省 略

別表第18 別表第20